大田区外郭団体等に関する基本方針

大田区 令和4年3月

はじめに

区の外郭団体等(「4 区の外郭団体等の位置づけ」で位置づける団体。以下「外郭団体等」という。)は、区から出資・出えんを受け設立された団体や、区の政策実現のために連携を図る団体など、様々な成り立ちや経緯を有しています。

また、区民生活に密着した様々な分野で、きめ細やかな公的サービスを提供するなど、区にとって重要なパートナーとしても活躍してきました。

区は、区の外郭団体等を取り巻く現状と、運営面の課題及び今後の方向性を検証し、外郭団体等の自立した経営に向けた改革を効果的に進めるため、平成23年に「大田区外郭団体改革プラン」を策定し、改革の取組を行ってきました。

さらに、外郭団体等と区が、自らの果たすべき役割やあるべき姿を改めて確認し、双方が一体となって改革を進めていく必要があることから、平成29年に「新大田区外郭団体等改革プラン」を策定し、その改革の実現に向け取組を進めてきました。

しかし、近年の激甚化する災害や感染症への備えに加え、人口減少、少子高齢化、 国際化への対応など、今後も区政を取り巻く環境は、目まぐるしく変化していくことが見 込まれます。

このような背景を踏まえ、区の役割や外郭団体等に期待される役割などを改めて示すことで、今後区と外郭団体等との連携をより一層強化し、区の政策実現に向けて共に取り組み、限られた財源の中で区民福祉の更なる向上を目指せるよう、本方針を策定しました。

目次

I	策定の目的	1
2	外郭団体改革のこれまでの取組	1
3	方針の位置づけ	2
4	外郭団体とは	3
5	区の外郭団体等の位置づけ	3
6	外郭団体等の分類	4
	(1) 出資・出えんによる分類	4
	(2)法人形態による分類	4
7	事業の性質	5
	(1)事業の分類	5
	(2)社団・財団法人における「公益」・「一般」に関する考え方	6
8	外郭団体等に期待される役割	7
	(1)外郭団体等の特性	7
	(2) 外郭団体等に期待される共通の役割	7
	(3) 外郭団体と連携団体それぞれに期待される役割	8
	(4) 外郭団体等における企画立案機能の充実	8
	(5) 行政需要に応じた団体の新設・統廃合	9
9	外郭団体等と連携した事業実施	. 10
	(1)業務の委託先としての活用・連携	. 10
	(2) 指定管理者としての活用・連携	. 11
	(3) 外郭団体等の自主事業との連携	. 11
10	〇 外郭団体等の経営基盤の確立(区の役割)	. 12
	(1)人材・組織的な基盤	. 12
	(2) 財務的な基盤	. 13
	(3)活動拠点としての基盤	. 13

(4)情報提供による支援	13
外郭団体等事業の効果検証	14
(1)事業の進捗状況管理	14
(2)効果検証の方法	14
(3)効果検証の内容	14
(4)外郭団体等の経営状況報告	15
12 情報公開の推進	15
13 その他の団体	15

| 策定の目的

大田区外郭団体等に関する基本方針(以下「本方針」という。)は、大田区が出資・出えんをし、または継続的に財政的援助・人的交流を行っている公益(一般)社団・財団法人、社会福祉法人等の外郭団体等について、区の基本的な考え方を示しています。

本方針は、外郭団体等に期待される役割を明確にし、区と外郭団体等との緊密な連携のもと、区の政策の実現に向けて共に取り組むことにより、限られた財源の中においても、区民福祉の向上を目指すことを目的として策定しました。

今後、区の業務をアウトソーシング等する際には、本方針に沿って、外郭団体等の積極的な活用・連携を検討するものとします。また、外郭団体等においても、団体の自立性をさらに高めるとともに、区だけでは対応が困難な地域課題の解決に向けて協力するパートナーとして、これまでの経験や専門性などを活かしていくことが期待されます。

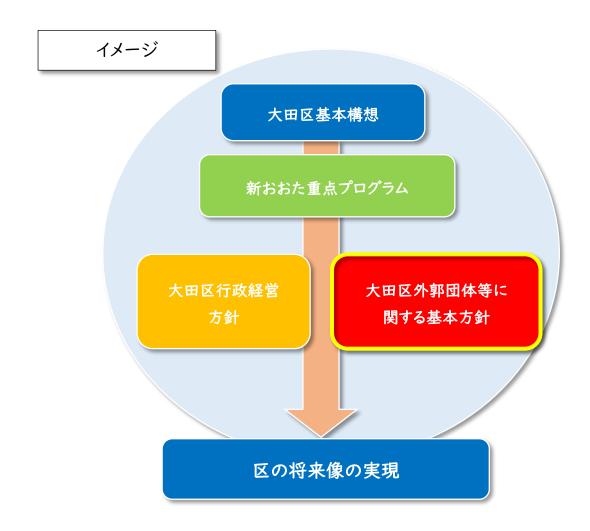
2 外郭団体改革のこれまでの取組

区はこれまで、経営的視点に立った区政運営に関する計画を順次策定・継承し、外 郭団体等についても、以下のとおり改革を推進してきました。

年度(平成)	取組		
	事務事業等適正化計画(第2次)		
	⇒区出資団体等の経営改善のための方策		
13~ 5年度	おおた改革推進プラン 2 Ⅰ ⇒ 外郭団体の経営改善		
16~18年度	おおた経営改革プラン		
	⇒多様な活動主体との連携・協働のさらなる推進		
19~20年度	おおた再生プラン		
	⇒民間委託、指定管理者制度、市場化テストの検討		
	公共サービス提供者へ指導・監督強化、監査機能の充実		
21~23年度	大田行政経営プラン ⇒外郭団体の改革推進		
23~27年度	大田区 外郭団体改革プラン ⇒行政目的との一致		
	経営面・組織運営面・事業運営面での自立		
27~30年度	新大田区経営改革推進プラン ⇒行政の外部化の検証と改善		
29~33年度	新大田区外郭団体等改革プラン ⇒区と外郭団体等の役割の明		
(~令和3年度)	確化(区と外郭団体等双方の改革の羅針盤)		

3 方針の位置づけ

本方針は大田区の将来像を示した「大田区基本構想」のもと、区の将来像を実現するための具体的な取組を示す「新おおた重点プログラム」、新たな自治体経営へのシフトを目的に策定した「大田区行政経営方針」と整合性を保ちながら、外郭団体等に関する区の基本的な事項について定めた方針です。



4 外郭団体とは

一般的に外郭団体とは、官公庁から出資・出えん、補助金等を受け、補完的あるいは代替的な業務を行う団体のことであり、その時代における住民ニーズや法制度を踏まえ、政策的に設立されるものとなっています。設立の経緯や目的、組織形態、主務官公庁の出資割合や出向職員数等については多種多様となっており、形態面では、「特殊会社」、「社団法人」、「財団法人」、「独立行政法人」、「法人格のない財団(いわゆる「任意団体」等)などがあります。

5 区の外郭団体等の位置づけ

本方針において、区の出資・出えん割合が50%以上の団体を「外郭団体」とし、出資団体以外の団体のうち、行政運営を補完する側面を有し、区の政策と密接に関連した事業を行い、区が継続的に人的交流及び財政援助を行う団体を「連携団体」とします。「外郭団体」と「連携団体」を併せて「外郭団体等」と位置づけます。

具体的な団体は次の表のとおりです。

No	団体の 種類	団体名	設立年	出資等 割合	団体の 位置づけ
1	地方公社	大田区土地開発公社	昭和63年	100%	外郭団体
2	公益財団法人	大田区産業振興協会	平成7年	100%	外郭団体
3	一般財団法人	国際都市おおた協会	平成29年	100%	外郭団体
4	一般財団法人	大田区環境公社	平成29年	100%	外郭団体
5	公益財団法人	大田区文化振興協会	昭和62年	66.7%	外郭団体
6	株式会社	大田まちづくり公社	昭和61年	56.7%	外郭団体
7	公益財団法人	大田区スポーツ協会	昭和59年	50%	外郭団体
8	社会福祉法人	池上長寿園	昭和37年	0%	連携団体
9	公益社団法人	大田区シルバー人材センター	昭和52年	0%	連携団体
10	社会福祉法人	大田区社会福祉協議会	昭和58年	0%	連携団体
11	社会福祉法人	大田幸陽会	平成5年	0%	連携団体
12	一般社団法人	大田観光協会	平成15年	0%	連携団体

6 外郭団体等の分類

団体によっては、実施する事業の内容や性質、区からの出資・出えん割合、区職員の派遣の有無などに、違いがあることから、全て一律に区が関与することは、合理性がなく、適切ではありません。

そこで、メリハリを付けた実効性のある関与を行うため、外郭団体等を次のように分類・整理します。

(1)出資・出えんによる分類

地方自治法においては、自治体の出資・出えん割合を基準として、予算の執行に関する長の調査権(第221条第3項)及び監査委員による監査(第199条第7項)の範囲が定められています。また、株式会社においても、保有株式の割合で株主権限の範囲が限定されています。

そこで、区では、その事業運営に対し区として責任を持って関与していく必要の ある法人を「外郭団体」とし、以下のように定義しました。

- ①区が出資している地方公社
- ②区の出資等が資本金等の50%以上である団体

(2)法人形態による分類

区の外郭団体等には、公益(一般)社団・財団法人、社会福祉法人、株式会社 等がありますが、設置根拠となる法律及び団体の性格が異なることから、一律的 な関与は適切ではありません。

そこで、法人形態の違いにより、税制の取扱いに一定の差が生じる点も踏まえ、 次のように分類します。

①公益社団·財団法人

一般社団・財団法人のうち、民間有識者からなる第三者委員会による公益性の審査(公益目的事業を行うことを主たる目的とすること等)を経て、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(平成18年法律第49号)(以下「公益法人認定法」という。)に基づき、行政庁(内閣府又は都道府県)から公益認定を受けた法人です。公益社団・財団法人として税制上の優遇措置を受けることができます。

②一般社団·財団法人

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(平成18年法律第48号) に基づく一般社団法人又は一般財団法人です。一般社団・財団法人が行う事業 には制限がなく、原則として行政庁の監督なしに自律的な法人運営を行うことが

できます。

なお、法人税法上の非営利型法人の要件に該当する場合は、法人が行う全ての事業のうち、法人税法上の収益事業から生じた所得のみが課税対象となります。

③社会福祉法人

社会福祉法人とは、「社会福祉法」(昭和26年法律第45号)において「社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人」と定義されています。ここでいう「社会福祉事業」とは、社会福祉法第2条に定められている第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいいます。なお、社会福祉法人も税制上の優遇措置を受けることができます。

4)地方公社

地方公社とは、特別の法律に基づいて、国・政府関係機関・地方公共団体の出資により設立された法人です。令和4年3月現在、区では土地開発公社(「公有地の拡大の推進に関する法律」(昭和47年法律第66号))が該当します。地域の秩序ある整備をはかるため必要な公有地となるべき土地を区に代わって先行取得することを主たる業務としています。

⑤(自治体の出資による)株式会社

株式会社とは、細分化された社員権(株式)を有する株主から有限責任の下に 資金を調達して株主から委任を受けた経営者が事業を行い、利益を株主に配当 する、「法人格」を有する会社形態のIつであり、社会貢献と営利を目的とする社 団法人です。法人税法上、「普通法人」として、法人が行う全ての事業で得た所 得が課税対象となります。

7 事業の性質

(1)事業の分類

外郭団体等には、公益性が高い事業を担ってもらう必要がある一方で、安定的な団体運営のためには、収益性を高めていくことも必要です。しかし、法人税法上の優遇措置を受けられる公益社団・財団法人においては、公益認定を受けていることから、公益目的事業を費用で計って50%以上の比率で実施しなければならないことに留意が必要となります。なお、公益目的事業と収益事業については、以下のとおりです。

①公益目的事業

学術、技芸、慈善その他の公益に関する公益法人認定法別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいいます。

②収益事業

物品販売業、請負業など「法人税法」(昭和40年法律第34号)第2条第13号及び法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第5条第1項に規定された34の事業(その性質上その事業に付随して行われる行為を含みます。)で、継続して事業場を設けて行われるものをいいます。

(2)社団・財団法人における「公益」・「一般」に関する考え方

外郭団体等のうち、公益法人認定法に基づく社団・財団法人として活動している団体があります。平成18年の公益法人法改正により「公益社団・財団法人」、「一般社団・財団法人」として選択することが義務付けられました。法人形態別の事業については、以下のとおりです。

法人形態別事業一覧

法人形態	自主	その他の事業				
	公益目的事業	公益目的事業以外の事	(受託事業等)			
		業(収益事業等)				
公益社団·	公益目的事業比率	公益目的事業との	事業により公益			
財団法人	50%以上	比率に注意	目的事業か収益			
	(収支相償)		事業に区分され			
			る。			
一般社団・	-般社団・ 公益目的事業・収益事業比率の制限なし。ただし、公益目的事業					
財団法人	当する事業であっても、法人税法施行令上の34事業(物品販売業、請 負業等)に該当する事業は収益事業となる。					

8 外郭団体等に期待される役割

外郭団体等は特定の分野において高い専門性を有し、区の政策を実現する重要な パートナーとなります。

また、外郭団体等はその特性上、区と連携・協働し、区民に対して身近なサービスを 提供していることから、区と同様の公共的な団体と認識されることもあるため、外郭団 体等においても区民からの信頼感を損なわないことに留意が必要であり、さらなるコン プライアンスの徹底及び内部統制の推進に努めるものとします。

このため、外郭団体等には、以下の特性を活かした団体の運営を推進し、役割を果たすことが期待されます。

(1)外郭団体等の特性

①柔軟性·機動性

外郭団体等は、区が自ら行うよりも柔軟性や機動性の高い公共事務の執行ができます。例えば、団体の自主事業においては、区の予算の会計年度に縛られない複数年度にわたる事業執行や迅速な意思決定が可能であり、また、事業の内容に適した柔軟な組織機構と人事・給与制度の構築が可能です。

②専門性·継続性

団体の設置目的に沿って、特定の分野で事業を集中して執行していくことから、 当該分野における十分な経験と専門的な知識が蓄積され、その高度な専門性を活 かした事業の執行が可能です。さらに、固有職員の採用に際して、高い専門性を持 った人材を募集・採用し、特定の分野に特化した人材採用を行うことで、団体の人 材基盤の強化・拡大につなげていくことが期待できます。

また、継続して特定の分野の事業を執行することから、長期的な視点を持って効果的な事業の執行が可能です。

③公共性 · 安定性

区の事業を補完・代替する役割も担っている外郭団体等は、区と密接に連携して 事業を執行することから、公共性が高い事業を実施しています。

また、区からの支援や関与により、民間事業者にとって利益を得られにくい事業に ついても、区民サービスを安定的に提供することが可能です。

(2) 外郭団体等に期待される共通の役割

①柔軟性・機動性を活かした積極的な事業展開

複雑化・多様化する区民ニーズを、迅速かつ的確に捉え、外郭団体等ならでは の高い専門性と柔軟性・機動性を活かした、積極的な事業展開が期待されます。 さらに、各団体において展開される事業によっては、団体同士が連携して実施することにより、相乗効果を生み出すことも期待されます。

加えて、各団体においては、その特性を活かし、積極的に収益事業を展開することで、区の財源に頼らない自立的な経営基盤の確立を目指すこととします。自主財源を増加させることで、団体としての運営費用を賄うこととなり、結果、区からの補助金削減にもつながることから、各団体の自主事業の拡充が期待されます。

②地域や各種団体とのコーディネート機能

最前線で事業に取り組む外郭団体等には、その事業を推進するために、地域の方や各種団体との連携が不可欠となっています。区と地域との円滑な連携体制を構築するため、外郭団体等には、地域とのコーディネート機能が期待されます。

また、地震や近年頻発・激甚化する風水害などの災害が発生した場合に備え、 区は外郭団体等を含めた地域の関係団体等との災害時における協力協定等に基 づき、連携して災害対応にあたれるよう体制整備を図っていきます。

③専門人材の採用・育成

各団体は、その設置目的から特定の分野に対し、高い専門性を有しています。

今後、さらなる専門性の向上を目指し、専門人材の採用・育成に努めていくことが期待されます。また、区職員も各団体への派遣を通じて得た知見・経験を区へ還元することで、今後の戦略的な事業展開に活かすなど、職員の政策立案能力の向上を目指すものとします。

(3) 外郭団体と連携団体それぞれに期待される役割

①外郭団体の役割

区が出資・出えんをしている団体については、区の施策と密接に関連する事業を 展開することにより、区の事務事業を補完し、区の政策実現に寄与します。

②連携団体の役割

連携団体については、個々の団体で設立の目的や成り立ちは異なりますが、区が 重要と認識し、区民生活に深く関わる分野において、区と連携して区の政策実現に 取り組み、区民サービスの向上に寄与します。

(4) 外郭団体等における企画立案機能の充実

複雑化・多様化する区民ニーズに対しては、区と外郭団体等のより一層の連携が求められています。区が政策立案、外郭団体等が事業実施という位置づけに留まることなく、外郭団体等の固有職員を区が受け入れるなどの取組を通じて、外郭団体等からも企画立案・区への政策提言をこれまで以上に行っていくことが期待されます。

区と外郭団体等の緊密な連携のもと、政策立案・事業展開をすることによって、「オ ールおおた」の体制で持続可能な自治体経営を実現し、区民サービスの向上を図りま す。

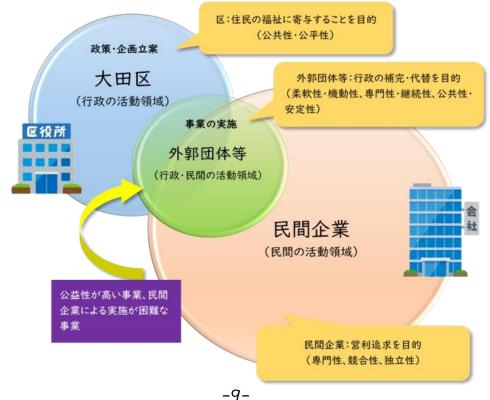
(5) 行政需要に応じた団体の新設・統廃合

令和4年3月現在、12団体が区の出資・出えん、補助金等を受けて、区の政策実現 のため、その専門性を発揮して業務に取り組んでいるところです。

しかし、複雑化・多様化する区民ニーズに加え、感染症によるリスクや激甚化する災 害への対応などにより、区職員の業務負担は増加しています。このような状況の中、区 が実施している既存事業の移管・委託化を進め、限りある行政資源を効果的・効率的 に配分することで、今後も高まっていく行政需要へ、適切に対応することが可能です。

なお、既存の外郭団体等の設置目的や団体の性質を考慮し、移管・委託先として適 切な対象団体がない場合も想定されることから、幅広く業務を引き受けることができる ような新たな外郭団体等の設立などを含め、区として最適なアウトソーシング手法につ いて、引き続き検討することとします。また、外郭団体等の統廃合については、その団体 の設置目的や事業の実施状況、社会経済状況や区民ニーズの変化などに適切に応 えていくため、今後も検討していくこととします。

~区・外郭団体等の活動領域イメージ図~



9 外郭団体等と連携した事業実施

区が業務のアウトソーシングをする際は、まずは外郭団体等の機動性の高さや専門性などを考慮し、当該業務の実施主体として適当かどうか外郭団体等の所管課以外でも検討します。そして、区は政策実現のため、現場で事業を担っている外郭団体等からの専門的な意見も参考にし、今後の事業展開について、検討します。

また、各所属が外郭団体等へのアウトソーシングを検討する際、区として最適な選択が可能となるよう、各団体に関する情報を全庁的に共有します。

区として外郭団体等が有する情報やネットワーク、ノウハウの蓄積をどのように活用 し、またパートナーとして連携していくかについては、以下のとおりです。

(1)業務の委託先としての活用・連携

業務の公益性と外郭団体等の設立目的、特性、区が外郭団体等に期待する役割等とが密接な関連がある場合には、団体を当該業務の委託先として活用・連携することにより、当該業務の目的が最大限に達成されることが期待できます。

そのため、区は、業務の委託先として活用・連携するに当たり、次に掲げる事項に ついて留意します。

①業務の委託先の選定

区は、業務の委託先を選定するに当たっては、コスト比較の他、以下の事項について十分に勘案し、委託先の選定を行います。

ア 業務目的

- イ 区の政策における当該業務の位置づけ(政策実現との関連性)
- ウ 当該業務の実施における区との緊密な連携の必要性
- エ 特定の外郭団体等の設立目的
- オ 当該団体の特性・役割
- カ 当該団体が行う他事業との相乗効果
- キ その他これらに類する事情

②単独随意契約による選定

特定の外郭団体等が業務の委託先に選定された場合においては、当該団体は、 区と積極的に意思疎通を図り、当該業務の目的及び当該団体そのものの公益性 を最大限発揮するよう委託業務を実施することとします。

(2) 指定管理者としての活用・連携

公の施設の公益性と外郭団体等の設立目的、特性、区が外郭団体等に期待する 役割等に密接な関連がある場合には、団体を当該施設の指定管理者として活用・ 連携することにより、当該施設の目的が最大限に達成されることが期待できます。

そのため、区は、指定管理者として活用・連携するに当たり、次に掲げる事項について留意するものとします。

①指定管理者の選定

区は、指定管理者を選定するに当たっては、コスト比較の他、以下の事項について十分に勘案し、公募・非公募の選択又は公募における相手方の選定を行います。

- ア 公の施設の設置目的
- イ 区の政策における当該施設の位置づけ(政策実現との関連性)
- ウ 当該施設の運営における区との緊密な連携の必要性
- エ 特定の外郭団体等の設立目的
- オ 当該団体の特性・役割
- カ 当該団体が行う他事業との相乗効果
- キ その他これらに類する事情

②非公募による選定

非公募により特定の外郭団体等が指定管理者に選定された場合は、当該団体は、区と積極的に意思疎通を図り、当該施設の目的及び当該団体そのものの公益性を最大限発揮するよう指定管理業務を実施することが重要であり、区に対し、自らの創意工夫により当該施設の公益性に資する活用策を提示するよう努めることとします。

さらに、区は、当該施設の公益性が効果的に発揮されているかを常に検証するものとし、当該団体を指定管理者として活用・連携することに係る区民への説明責任を果たすこととします。

(3) 外郭団体等の自主事業との連携

外郭団体等は自主事業を実施するに当たって、その事業の性質や特性から、区民の福祉の増進に資する事業との相乗効果が発揮されることが期待できる場合は、区の事業との有効な連携を行うこととします。

10 外郭団体等の経営基盤の確立(区の役割)

外郭団体等は、安定的な経営基盤の確立が求められることから、コンプライアンスの推進や業務の効率的・効果的な遂行、財務に関する適切な事務の遂行等、区と同様に団体として内部統制機能のより一層の充実及び適正な運用を図ることが必要です。区は各団体が安定して経営ができるよう各基盤について、必要性を検討し、以下の支援を行います。

(1)人材・組織的な基盤

各団体が、自主的に職員の採用及び育成を図りながら、柔軟性及び機動性を活か した効率的な組織体制を構築し、外郭団体等として期待される役割を確実に果たして いく中で、区職員の派遣など適切な連携支援を行うものとします。

この人材・組織的な基盤の確立に関し、次に掲げる事項に留意するものとします。

①固有職員の採用・育成

各団体は、専門的な知識・経験を有する人材を確保するとともに、中長期を見据 えた事業展開を図るため、引き続き必要な職員の計画的な採用に努めていきます。 また、各団体の専門性を高め、その役割を果たすため、職員の専門的な資格の 取得を支援するなど、今後も職員の計画的な育成に努めていきます。

区は、区職員の人材育成の計画等と整合する範囲内において、区の研修(区への派遣研修を含む。)の受講の機会を外郭団体等の職員に提供するなど、外郭団体等の職員の育成を支援します。

②区職員の関わり方

区は、外郭団体等の業務の円滑な実施を通じて、地域の振興、区民の生活の向上等に関する区の施策の推進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的(「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)」)として、「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成16年条例第3号)」に基づき、職員を外郭団体等へ派遣することができます。

区職員を外郭団体等へ派遣することにより、団体の固有職員との交流も密となり、さらに、派遣によって得られた知識・経験を区に還元するなど、区と団体による緊密な連携を実現し、事業の効果的・効率的な推進へとつなげていきます。

また、「地方公務員法の一部を改正する法律」(令和3年法律第63号)の趣旨 に則り、経験豊かな職員の派遣による人的支援を行うことで、区職員としての知 識・経験を外郭団体等の固有職員と協働して発揮し、伝えていきます。

(2)財務的な基盤

財務的な基盤については、基本財産等が区民の負担によるものであることから、健全な財務運営が行われてこそ、区民にとっての利益にもつながることを認識し、収支の均衡に向けた健全な財務運営を行うものとします。そのため、基本財産等の保全、業務の効果的かつ効率的な運営、経費削減、各団体の設立目的の範囲内における自主財源の確保等に努めるものとします。

また、適宜組織・人員体制及び今後の事業計画等に無理や無駄が生じていないかなどの検証を行い、経費の削減を徹底して行うものとします。

この財務的な基盤の確立に関し、区が支援する場合は、次に掲げる事項に留意するものとします。

①区からの出資・出えん

区は、外郭団体等の設立に際し、出資・出えんを行うことができます。その金額については、設立する団体の目的、実施する事業、区との関わり方等を総合的に勘案して、決めます。また、増資する場合については、その目的及び目的を達成するための目標を明確化し、費用対効果を評価し、金額の適正化を図ります。

②区からの補助金

補助金については、大田区補助金適正化方針(平成28年3月策定)及び各団体への補助に関する条例・規則・要綱に基づき、スクラップ・アンド・ビルドの徹底や、補助事業と委託事業の整理などを行ったうえで、交付するものとします。なお、運営費補助を行う場合は、団体の決算、経営状況の検証を行い、補助の妥当性を確認のうえ、決定します。

③貸付金

貸付金については、区の財政的リスクを回避するため、原則として行わないこととします。やむを得ず、貸付けを行う場合は、その理由、必要性、返済の見通しを明確にするとともに、適正な利息を徴収します。

(3)活動拠点としての基盤

区は必要に応じて、外郭団体等に区施設を提供するなど、各団体の活動拠点としての基盤を支援し、また、各団体における事業展開に際しても、その場所を有効に活用してもらうことで、より効果的な事業の推進に寄与します。

(4)情報提供による支援

区は、外郭団体等に必要な情報提供を適時適切に行うことに努め、各団体の効果 的で効率的な運営に寄与します。

【外郭団体への区の関与】

(政策実現のために密接に連携し、経営に関与をする団体)

区の重要政策を実現するために団体と密接に連携していく必要があるため、区は適切な株式の保有や職員の派遣等により、団体の事業運営全般に一定の関与を行います。また、団体の事業運営に要する費用の大部分を区の補助金や委託料等から支出されていることから、団体の財務の健全性を確保するために、団体の経営に関与します。

【連携団体への区の関与】

(政策実現のために連携を図る団体)

区の重要政策を実現するために団体と連携していく必要があることから、効率的・効果的に事業を実施するための努力が団体において最大限行われていることを前提に、団体の独立性(自主・自立)を損なわないよう留意しながら、必要に応じて支援等を行います。

|| 外郭団体等事業の効果検証

(I)事業の進捗状況管理

外郭団体等に対し、区は、出資・出えん、補助金の支出、職員派遣など様々な関わりがあることから、外郭団体等において実施される事業について、区が補助・委託した事業等が区民サービスの向上に寄与しているか、効果を検証することが必要です。このため、各団体から事業の進捗状況報告を毎年度各団体の決算終了後に受けることとし、別途定める指標に対する達成度を測ります。

(2)効果検証の方法

- ①各団体による自己評価
- ②各団体による自己評価に対する所管部意見
- ③外部有識者などによる評価

(3)効果検証の内容

- ①外郭団体等の活用・連携に関する分析(業務分析)
- ②組織・人材等に関する分析
- ③財務に関する分析

(4) 外郭団体等の経営状況報告

地方自治法243条の3第2項の規程に基づき、区が50%以上の出資・出えんを している団体については、毎年度区議会に経営状況を報告します。なお、50%以上 の出資・出えんをしていない団体については、区議会への報告は不要ですが、毎年 の決算状況については、区として把握することが必要です。

| 12 情報公開の推進

- (1) 区は、区民に対する説明責任を果たすため、各団体事業の効果検証について、 区ホームページで公表するものとします。
- (2) 各団体は、当該団体が保有する情報の公開に関し、大田区情報公開条例(昭和60年条例第51号)の趣旨に則った措置を講ずるよう努めるものとします。
- (3) 区民にとって、各団体の情報がより取得しやすくなるよう、区ホームページに各団体において作成・公開しているホームページをリンクさせます。

13 その他の団体

外郭団体等の定義に該当しない団体についても、区の政策との関連性、区の出資を始めとする支出が団体の運営に占める割合等を考慮し、必要に応じて、外郭団体等と同等又は準じた関与を行うよう努めます。

大田区外郭団体等に関する基本方針

令和4年(2022年)3月

【発行】大田区企画経営部企画課

〒144-8621

東京都大田区蒲田5丁目13番14号

電話:03-5744-1654(直通)

FAX:03-5744-1502

https://www.city.ota.tokyo.jp